



2020年5月7日

各位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長グループ CEO 阿部修平
(コード 8739 東証第一部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月9日開催予定の当社第31回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

■ 定款変更の目的

- (1) 当社は、2020年5月7日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から取締役へ業務執行権限を大幅に委譲することによる業務執行の迅速化を通じて、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年6月9日開催予定の当社第31回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会開催地を柔軟に選択可能にするために、現行定款第12条第2項を削除するものであります。
- (3) 取締役会規程及び取締役の報酬等に関する規定を定款上も明確化するため、変更案第23条及び第27条を新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

■ 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

■ 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月9日（火曜日）
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月9日（火曜日）



【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 (条文省略)	(商 号) 第 1 条 (現行どおり)
(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1. (条文省略) 2. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務 3. ～8. (条文省略) ② (条文省略)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1. (現行どおり) 2. その他の金融サービス <u>及び</u> それに付帯 <u>又は</u> 関連する業務 3. ～8. (現行どおり) ② (現行どおり)
第 3 条～第 8 条 (条文省略)	第 3 条～第 8 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② (条文省略) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式 <u>ならびに</u> 新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式 <u>並びに</u> 新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。
(株式取扱規程) 第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新	(株式取扱規程) 第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新

現 行 定 款	変 更 案
<p>株予約権に関する取扱いについては、法令または定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>株予約権に関する取扱いについては、法令又は定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>(招集)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>② <u>株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、又は東京都区内において招集することができる。</u></p>	<p>(招_集)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 13 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 13 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(員_数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は <u>5</u> 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任</p>	<p>(選_任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに</u></p>	<p><u>役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(任_期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
そ	
<p>の通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第22条 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、当該提案について取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が、当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第22条 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、当該提案について取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p>
	<p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
	<p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(役付取締役)</p>	<p>(役付取締役)</p>
<p>第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任する</p>	<p>第25条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ことができる。</p>	<p>役員社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>
<p>(代表取締役) <u>第 24 条</u> (条文省略) ② 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 25 条</u> (条文省略) ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置) <u>第 26 条</u> 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(代表取締役) <u>第 26 条</u> (現行どおり) ② 前項のほか、取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(報酬等) <u>第 27 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 28 条</u> (現行どおり) ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) <u>第 27 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(選任) <u>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) <u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の後任として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) <u>第 30 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第 31 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 34 条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>（監査等委員会の設置）</u></p> <p><u>第 29 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>（監査等委員会規程）</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 32 条～第 33 条（現行どおり）</p>



現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
<p>第 35 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 34 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>① 当社は、<u>第 31 回定時株主総会終結前</u> <u>の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の</u> <u>規定により、任務を怠ったことによる監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)の損害賠償</u> <u>責任を法令の限度において、取締役会の決</u> <u>議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>第 31 回定時株主総会終結前</u> <u>の行為に関し、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により監査役 (監査役であった者を含</u> <u>む。)との間で締結済みの損害賠償責任を限</u> <u>定する契約については、なお同定時株主総会</u> <u>の決議による変更前の定款第 32 条第 2 項の</u> <u>定めるところによる。</u></p>

- 本件に関するお問い合わせ先
 スパークス・グループ株式会社 経営管理部
 TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101